

雇 用 契 約 書

本契約書の末尾に記載する会社（使用者）と従業員は、以下のとおり、雇用契約を締結し、本契約書2通を作成し、各自1通を保管する。

契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 [<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">・</td><td style="padding: 0 5px;">契約期間満了時の業務量</td><td style="padding: 0 5px;">・</td><td style="padding: 0 5px;">勤務成績、態度</td><td style="padding: 0 5px;">・</td><td style="padding: 0 5px;">能力</td></tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">・</td><td style="padding: 0 5px;">会社の経営状況</td><td style="padding: 0 5px;">・</td><td style="padding: 0 5px;">従事している業務の進捗状況</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">・</td><td colspan="5">その他（ ）</td></tr> </table>] 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで／通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続き雇用されている期間	・	契約期間満了時の業務量	・	勤務成績、態度	・	能力	・	会社の経営状況	・	従事している業務の進捗状況			・	その他（ ）				
・	契約期間満了時の業務量	・	勤務成績、態度	・	能力														
・	会社の経営状況	・	従事している業務の進捗状況																
・	その他（ ）																		
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）																		
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）																		
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">┌</td><td style="padding: 0 5px;">始業（ 時 分）</td><td style="padding: 0 5px;">終業（ 時 分）</td><td style="padding: 0 5px;">（適用日 日）</td></tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">┌</td><td style="padding: 0 5px;">始業（ 時 分）</td><td style="padding: 0 5px;">終業（ 時 分）</td><td style="padding: 0 5px;">（適用日 日）</td></tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">┌</td><td style="padding: 0 5px;">始業（ 時 分）</td><td style="padding: 0 5px;">終業（ 時 分）</td><td style="padding: 0 5px;">（適用日 日）</td></tr> </table>] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分）終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分）終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 、 無 ）	┌	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日 日）	┌	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日 日）	┌	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日 日）						
┌	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日 日）																
┌	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日 日）																
┌	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日 日）																
休 日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（年末年始休暇、夏季休暇） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日																		
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）																		

